

非課税の方と子育て世帯の皆さんへ

「鬼のまちプレミアム付商品券」を販売します！

消費税率の引き上げが家庭に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、鬼のまちプレミアム付商品券を販売します。

問 町民生活課 生活支援係 内線 2117

Q1. 鬼のまちプレミアム付商品券の購入資格があるのはどんな人ですか？

①非課税者 ※申請が必要です

2019年度分の住民税（均等割）が課税されていない方

※次に該当する方は対象となりません。

■住民税が課税されている方に扶養されている方（生計を一にする配偶者、扶養親族等）

■生活保護の受給者等

②子育て世帯 ※申請は不要です

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主

Q2. 額面金額と購入限度額はいくらですか？

1人につき（子ども1人につき）、最大25,000円分の商品券を2万円で購入できます。
また、両方とも該当する方は両方の立場で購入できます。

Q3. 購入から利用するまでの流れを教えてください！

①申請する（※子育て世帯分については申請は不要です）

申請期間：7月22日（月）～11月29日（金）

対象者の方には7月下旬に個別で郵送します。申請書が届かない場合は、平成31年1月1日時点で住民票がある市町村へお問い合わせください。

申請書に必要事項を記入押印後、町民生活課生活支援係に提出してください。なお、返信用封筒を同封していますので、ご利用ください。

②商品券の購入引換券が届く

非課税者：申請書に記載された住所に購入引換券が届きます。

子育て世帯：住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

③商品券を購入する

購入可能期間：9月24日（火）～令和2年2月28日（金）

市町村が指定する窓口で、現金と購入引換券、本人確認書類を示し、商品券を購入してください。
なお、商品券は5,000円単位で購入することも可能です。

④商品券を使用する

使用可能期間：10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

商品券は使用可能な期間中、町内の特定事業登録店で利用できます。

※商品券の転売や譲渡は行わないでください。

※お釣りは出ません。